

## 役員選出に関する規定

- 第1条 この規定は、日本勤労者山岳連盟規約第17条に基づき、役員選出の手続きおよび基準を定めるものである。
- 第2条 規約第16条に定める役員は、規約第18条の任務を果たすため、総会において次の基準で定数を定め、代議員の直接投票により選出する。
- 1 会長（1名）  
会員から選出する。
  - 2 副会長（若干名）  
会員から若干名を選出する。
  - 3 理事長（1名）  
会員から選出する。
  - 4 副理事長（若干名）  
改選時に必要な定数を定め、会員から選出する。
  - 5 事務局長（1名）  
会員から選出する。
  - 6 理事（必要定数）  
改選時に必要な定数を定め、会員から選出する。
  - 7 監事（2名）  
会員から選出する。
- 第3条 全ての会員は、第2条に定める基準により役員に立候補する権利を有する。
- 2 役員は、立候補者から選出することを原則とする。
- 第4条 この連盟の役員にふさわしい立候補者を確保するために、役員改選前の理事会で役員選考委員会を設ける。
- 第5条 役員選考委員会は、地方連盟の推薦または理事会が当該の地方連盟の了解を得て推薦を受けた者の中から各役職候補者を選考し、総会に報告する。
- 第6条 役員選出を公正で、民主的に執行するために、総会に選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は役員選出に関する一切の業務を担当する。
- 第7条 選挙は、各役職ごとに定数内連記制無記名投票とし、得票の上位者から選出する。
- 第8条 立候補者が定数以内の場合は、正副会長は推挙、その他の役員は信任投票とする。
- 第9条 規約第19条第2項による役員を選出は、この規定に準じる。
- 第10条 この規定の改廃は、理事会で3分の2以上の賛成を必要とする。

付 この規定は1998年2月15日より実施する。

この規定は2015年12月17日より一部改訂実施する。